

有料サイト利用料名目の架空請求詐欺が発生

～コンビニ設置端末を悪用した手口に注意～

7月中、被害者に電話で指示しながらコンビニ設置の端末装置を操作させて高額な電子マネーを購入させた上、同カードの金をだまし取る架空請求詐欺事件が発生しています。

被害に至らない相談も複数寄せられていますので、次の内容を参考に被害に遭わないよう注意して下さい。

～犯行の主な手順～

- ① 携帯電話やパソコンに「有料サイト料金を滞納している。至急連絡するように。」という内容のメールが届く。
- ② メール記載の連絡先に電話をかけると、電話に出た男が「利用料金を支払わなければ裁判になる」と言って支払いを迫る。
- ③ 男からコンビニに行くよう指示され、電話で指示を受けながら端末装置で高額な電子マネーの購入手続き操作をさせられ、レジで高額な代金を支払う。
- ④ 電子マネーのIDや番号を男に伝えることにより、だまし取られる。

～被害を防止するために～

- アダルトサイト等の有料サイトの料金請求メールがあっても、身に覚えがない場合は無視して絶対に返信しない。
- メールや電話で「裁判になる」「逮捕される」「身辺調査される」などと言われたら詐欺を疑う。
- 「コンビニの端末装置を操作して電子マネーを買って」「電子マネーを買った後番号を教えて」は詐欺！
- メールや電話でお金の話が出たら、すぐに家族や警察に相談する。



※この資料は、長崎県警ホームページにも公開しています。

御覧になられた方は、御家族や御友人等にもお伝えください。